

平成21年10月27日

資料

(間接税等[地方税])

間接税の概要(地方税)

税目等	課税対象	平成21年度 地方財政計画額 億円	構成比	
			%	
地方税収入計	—	369,956	100.0	
間接税計	—	53,003	14.3	
地方消費税	資産の譲渡等	25,464	6.9	
個別間接税計	—	27,539	7.4	
不動産取得税	不動産の取得	4,507	1.2	
地方たばこ税	製造たばこ	10,418	2.8	
ゴルフ場利用税	ゴルフ場の利用	565	0.2	
自動車取得税	自動車の取得	2,533	0.7	
軽油引取税	軽油の引取り	9,277	2.5	
入湯税	鉱泉浴場における入湯	239	0.1	

(注1) 「地方税収入計」には、地方法人特別譲与税を含む。

(注2) 表中における計数は、それぞれ四捨五入によっており、計とは一致しない場合がある。

【自動車関係諸税
・エネルギー関係諸税】

地方の自動車関係諸税の内訳

(単位：億円)

税目等		税率	財源の帰属先	交付・譲与の基準	21年度 (括弧書きは暫定上乗せ分)	うち都道府県 【含む政令市特例分】	うち市町村
地方税	軽油引取税	(暫定税率) 32.1円/ℓ (本則税率) 15.0円/ℓ	都道府県(政令市※)	—	(4,942) 9,277	(4,942) 9,277	—
	自動車取得税	(暫定税率) 自家用は取得価額の5% (本則税率) 取得価額の3%	都道府県(政令市※) 30% 市町村 70%	(市町村への交付) 道路の延長 1/2 道路の面積 1/2	(835) 2,533	(280) 849	(555) 1,684
	自動車税	(例) 乗用車(2,000ccクラス) (営業用: 9,500円) (自家用: 39,500円)	都道府県	—	16,470	16,470	—
	軽自動車税	(例) 軽乗用車 (営業用: 5,500円) (自家用: 7,200円)	市町村	—	1,743	—	1,743
地方譲与税	地方揮発油譲与税 (地方揮発油税の収入額の全額)	<地方揮発油税> (暫定税率) 5.2円/ℓ (本則税率) 4.4円/ℓ	都道府県(政令市※) 58% 市町村 42%	道路の延長 1/2 道路の面積 1/2	(433) 2,812	(251) 1,631	(182) 1,181
	石油ガス譲与税 (石油ガス税の収入額の1/2)	<石油ガス税> (本則税率) 17.5円/kg	都道府県(政令市※)	道路の延長 1/2 道路の面積 1/2	133	133	—
	自動車重量譲与税 (自動車重量税の収入額の1/3)	<自動車重量税> 自家用乗用は (暫定税率) 6,300円/0.5t年 (本則税率) 2,500円/0.5t年	市町村	道路の延長 1/2 道路の面積 1/2	(1,845) 3,300	—	(1,845) 3,300
合 計					(8,055) 36,268	(5,473) 28,360	(2,582) 7,908

* 政令市には、政令市が国・県道を管理していることから、都道府県分の一部が交付・譲与されている。軽油引取税については国・県道管理分(政令市特例分)の道路の面積、自動車取得税、地方揮発油譲与税及び石油ガス譲与税については国・県道管理分(政令市特例分)の道路の延長及び面積に応じて配分されている。

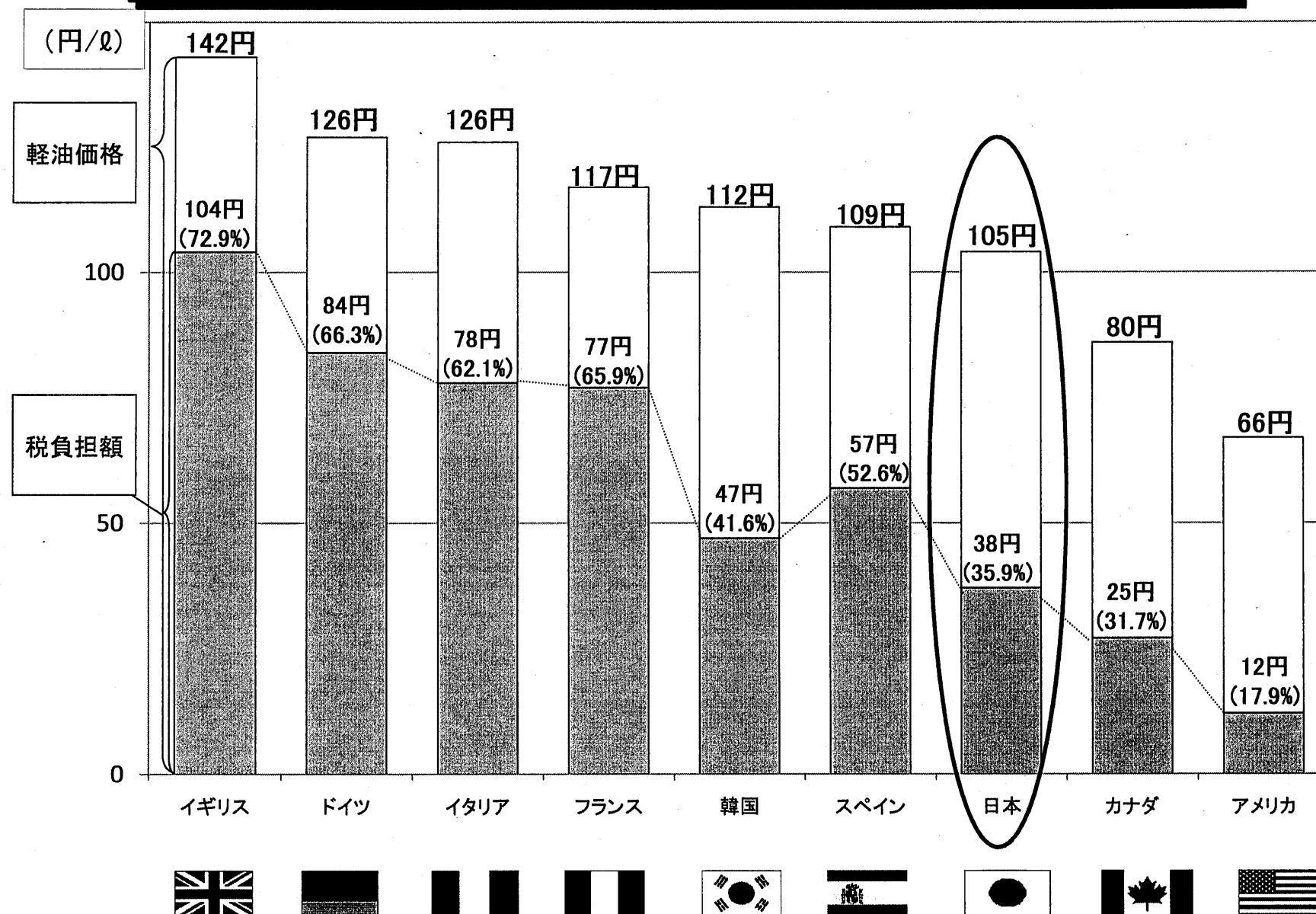
(注1) 地方揮発油譲与税には、地方道路譲与税を含む。

(注2) 計数は、平成21年度予算・地方財政計画ベースであり、整理の結果、異動を生ずることがある。

(注3) 交付・譲与の基準における道路は、都道府県分は一般国道・高速自動車国道・都道府県道、市町村分は市町村道を指し、基準日は前年の4月1日現在である。

(注4) 交付・譲与の基準については、道路の種類、幅員による道路の種別等による補正が行われている。

日本と諸外国の軽油価格・税負担額の比較(2009年8月)



自動車取得税の時限的軽減措置(エコカー減税)

一定の排出ガス性能・燃費性能を備えた自動車(新車に限る)について、平成21年度から平成23年度までの間の取得に限り、従来の特例措置に代えて、自動車取得税の軽減措置を以下のとおり講じている。

電気自動車・天然ガス自動車・ハイブリッド自動車等	… 免除
乗用車等(軽自動車含む):★★★★かつ 平成22年度燃費基準+25%達成	… 75%軽減
乗用車等(軽自動車含む):★★★★かつ 平成22年度燃費基準+15%達成	… 50%軽減
バス・トラック(3.5t超):平成21年排出ガス規制適合 かつ 平成27年度燃費基準達成	… 75%軽減
バス・トラック(3.5t超):平成17年排出ガス基準10%低減達成 かつ 平成27年度燃費基準達成	… 50%軽減

(注1) 「★★★★」は、平成17年排出ガス基準75%低減達成

(注2) 天然ガス自動車については乗用車であれば★★★★、ハイブリッド自動車については乗用車であれば★★★★かつ平成22度燃費基準+25%達成であることが要件

【地方たばこ税】

地方たばこ税の概要

○課税団体

小売販売業者の営業所所在の都道府県及び市町村

(参考)

たばこ1箱 價格内訳

(例)マイルドセブン(小売定価 300円)

○税率(円／1,000本)

区分	製造たばこ
地方たばこ税	4,372円 うち都道府県分 1,074円 うち市町村分 3,298円
国たばこ税 (たばこ特別税含む)	4,372円
たばこ税 計	8,744円

税抜き価格分 110.84円

○地方たばこ税収(平成20年度決算見込額)

10,716億円 (国:地方=1:1)

たばこ税 174.88円	消費税	14.28円
	たばこ特別税	16.40円
	国のたばこ税 <u>87.44円</u>	たばこ税 71.04円
	都道府県分 <u>21.48円</u>	市町村分 65.96円

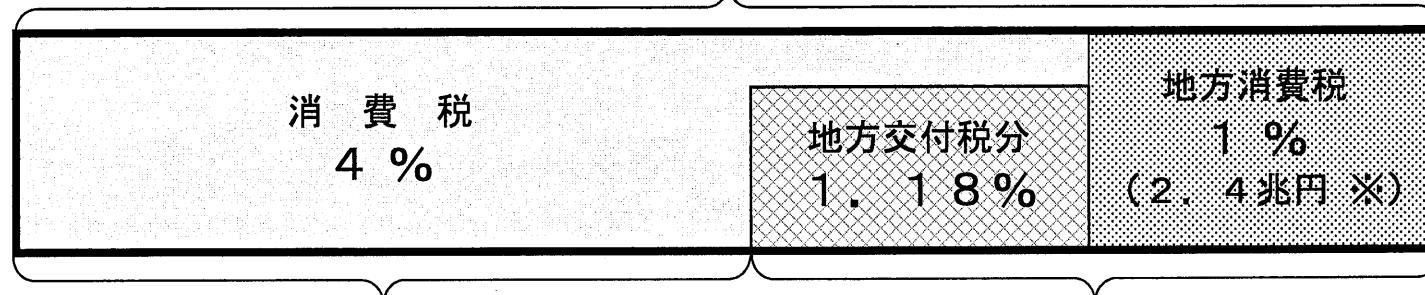
【地方消費稅】

地方消費税の現状等

現状

5 %

※H20 決算見込額



国 分

2.82%相当
【56.4%】

地方分

2.18%相当
【43.6%】

参考

【地方税法等の一部を改正する法律案の提案理由説明(第131回国会)(平成6年10月)(抄)】

- 地方分権の推進、地域福祉の充実等のため、消費譲与税に代えて、消費に広く負担を求める地方消費税を道府県税として創設することにより地方税源の充実を図ることとし、あわせて税制改革に伴い、消費税に係る地方交付税の率を引き上げる

參 考 資 料

自動車税のグリーン化特例

□軽減

	平成17年排出ガス基準 + 75%達成車	★★★★ 低排出分類車
平成22年度燃費基準 + 15%達成車	平成22年度 燃費基準+15%達成車	税率を概ね25%軽減
平成22年度燃費基準 + 25%達成車	平成22年度 燃費基準+25%達成車	税率を概ね50%軽減

※電気自動車又は下記の排出ガス要件を満たす天然ガス自動車は税率を概ね50%軽減。

- ・3.5トン超のバス・トラック…平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、同基準値より10%以上NOx低減
- ・3.5トン以下の乗用車…平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、同基準値より75%以上NOx低減

※自動車税の税率の軽減は、平成20年度及び21年度の新車新規登録の翌年度1年間。

□重課

対象車	内容
新車新規登録から11年を超えてるディーゼル車	税率より概ね10%重課(毎年)
新車新規登録から13年を超えてるガソリン車(又はLPG車)	

※電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、一般乗用バス及び被けん引車は除く。

消費税及び地方消費税の創設と地方税制

(単位:兆円)

【地方税関係】

昭和63年
(消費税創設前)

個別間接税

- ・料理飲食等消費税
- ・娯楽施設利用税
- ・電気税
- ・ガス税
- ・木材引取税 等

昭和63年の抜本的改革
(消費税創設)

消費譲与税の創設

(消費税収の20%)

1.1



既存個別間接税の整理

- ・料理飲食等消費税、娯楽施設利用税の縮小
- ・電気税、ガス税、木材引取税の廃止 等

△ 1.1

平成6年の税制改革
(地方消費税創設・消費税率引上げ)

地方消費税の創設

2.4



消費譲与税の廃止

△ 1.4

個人住民税の減税

(税率適用区分の見直し等)

△ 1.0

【地方交付税関係】

・所得税
・法人税
・酒税
の32%が対象税目

消費税収(除:消費譲与税)の
24%を対象税目に追加

1.0



左の国税3税の減税に伴う 交付税の減

(所得税の税率構造の見直し(12段階→5段階)等)

△ 0.9

消費税に係る交付税率の
引上げ (24%→29.5%)

1.5



所得税の減税による
交付税の減

(税率適用区分の見直し等)

△ 0.8

※この他個人住民税の減税(税率構造の見直し
(7段階→3段階)等)により

△ 1.0

増減収額 △ 0.9

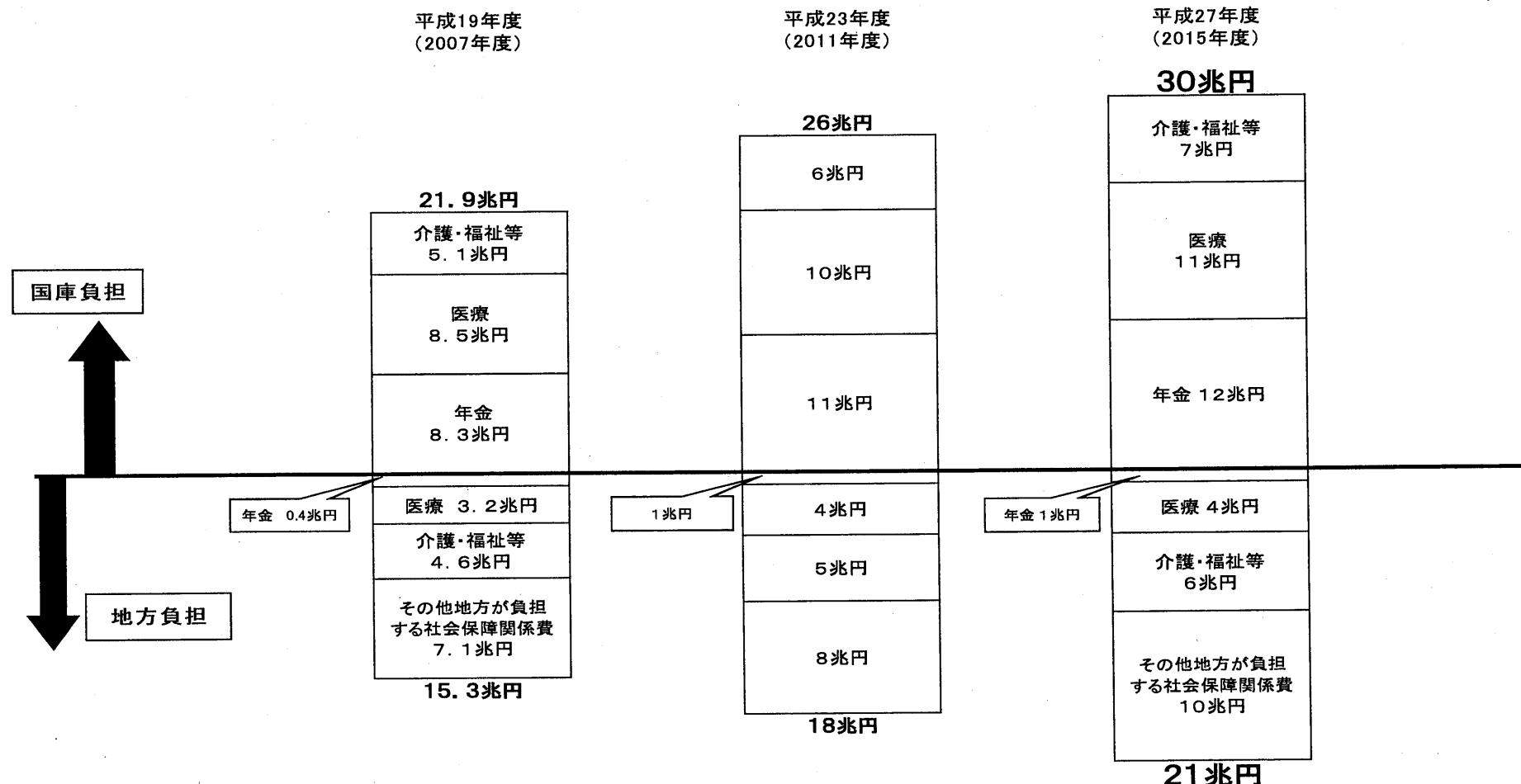
※この他消費税引上げに伴う地方団体の
負担増等により

△ 0.7

増減収額 0

社会保障関係費に関する地方負担等の将来推計（未定稿）

地方は、国民健康保険や介護保険など、国と地方の応分の負担により運営する社会保障制度のほかに、保育所等の社会福祉施設の運営やケースワーカー等の配置、救急医療体制の確保など、地方独自の負担により、地域に密着したきめ細かな住民サービスを幅広く提供。



※ 平成19年度の「年金」、「医療」、「介護・福祉等」は予算ベース。同年度の「その他地方が負担する社会保障関係費」は、地方公共団体に対する調査(決算速報ベース)に基づいて推計。

※ 平成20年10月時点の推計。その後の精査により、数値に異動が生じる場合がある。